（入札説明書　別添１）

平成30年度地域若者サポートステーション事業委託要綱

（通則）

第１条　平成30年度地域若者サポートステーション事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

（委託事業の目的）

第２条　委託事業は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

（委託事業の内容）

第３条　委託事業の目的を達成するため、受託者は、以下の事業を実施するものとする。

(1) 相談支援事業

(2) 若年無業者等集中訓練プログラム事業（一部のサポステにおいて実施）

（委託先）

第４条　鳥取労働局長（以下「委託者」という。）は、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち、競争入札に参加し落札した者（以下「受託者」という。）に、委託するものとする。

（特定の技術等）

第５条 前条に規定する本事業の実施に必要な特定の技術等は、次のとおりとする。

(1) 第３条で掲げる事業について実施できること。

(2) 事業の遂行に必要な者の確保・配置など、必要とする体制を有し、契約締結後、直ちに事業を実施できること。

（委託事業実施計画書の提出）

第６条　受託者は、落札決定日から１４日以内に「委託事業実施計画書」（別添１）を委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する「平成30年度地域若者サポートステーション事業委託契約書」（別添２）（以下「契約書」という。）第１２条第２項の書類を併せて提出するものとする。

（実施計画書等の審査及び契約の締結）

第７条　本事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

２　委託者が、前条による委託事業実施計画書を受け、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、支出負担行為担当官鳥取労働局総務部長は、遅滞なく受託者と契約を締結するものとする。また、受託者が再委託を希望する場合は、契約書第１２条第２項の承認を必要とするものとする。

（別添１）

平成　年　月　日

委託事業実施計画書

住　　　所

　受　託　者

代　表　者　　　　印

１　委託事業の名称

平成30年度地域若者サポートステーション事業

（調達番号：１１４　名称：鳥取県地域若者サポートステーション）

２　委託事業の目的・内容

(1) 目的

若年無業者等充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、「地域若者サポートステーション」において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

(2) 内容

「平成30年度地域若者サポートステーション事業委託要綱」に基づく事業の実施

３　委託事業を行う場所

対象地域：

相談支援窓口所在地：

４　委託事業実施期間

平成　年　月　日から平成　　年　月　　日

５　実施計画の内容

(1) 委託事業実施計画

別紙１「平成30年度地域若者サポートステーション事業　実施計画」のとおり。

(2) 所要経費　金　　　　　　　　　　円

別紙２「平成30年度地域若者サポートステーション事業　積算内訳明細」のとおり。